

本案の許可は、期間を限つて許可する等実施に応じて包括的な許可をすることができること。また、本条にいう「竹木」には、いかだで舟が引航し、又は人が添乗していないものも含むものであること。

一 許可を要しない竹木の流送

許可を要しない竹木の流送の指定は、地形、河川管理施設又は河川区域内に設置されている工作物の状況、河川の自由使用の状況等以下「河川の状況等」という。)を勘案して、支障を生ずるおそれがないと認められる水域において行なわれる竹木の流送及び河川の状況等を勘案して一定の寸法に満たない竹木の流送であれば支障が生じないと認められる水域において行なわれる当該竹木の流送を指定すること。

二 竹木の流送の許可について

おおむね次の各号に例示する事項に該当しない場合には、許可すること。

- 1 出水時に流送するものであること。
- 2 流送区間に河川トンネル、樋門樋管等の暗渠の区間が存在すること。
- 3 流送区間に存在する河岸、河川管理施設又は許可工作物を損傷するおそれがあること。
- 4 流送区間における河川工事に支障を生ずるおそれがあること。
- 5 流送区間における河川管理施設の操作に

支障を生じ、又は他の河川の使用に著しい支障を生ずるおそれがあること。

- 6 流送する竹木が流送区間に停滞するおそれがあること。
- 7 流送する竹木が流送区間に流失し、流送区間外において前記2から6の一に該当するおそれがあること。

第三 令第十六条の四関係

一 第一項第一号関係

法第三十六条第一項又は第二十七条の許可を受けて行なう行為は、本号に該当しないものであること。

二 第一項第二号関係

- 1 汚物には、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体のほか燃えがら、汚でい等が含まれ、廃物には、建築廃材、産業廃棄物等が含まれるものであること。
- 2 汚水を樋門、樋管を通じて河川に排出する行為は、本号に該当せず、第十六条の五の規定による届出の対象となるものであること。
- 3 下記に掲げる行為は、「みだりに行なう行為」に該当しないものであること。
 - (1) 河川の流水により貯水池、取水口、沈砂池に運ばれてくる汚物の処理
 - (2) 道路事業その他の公共事業の施行に伴いやむを得ず行なわれる一時的な行為及び公共施設を管理し、若しくは利用する

行為であつて止むを得ないもの
(3) 河川区域内の農地において行なわれる肥料の散布漁網に付着したゴミの除去、伐採した下枝の放置等農業、林業又は漁業を営むために通常行なわれる行為

三 第一項第三号関係

- 1 自動車を入れることを禁止する場合には、必要に応じ重量等により区分し、その荷重に耐えられない区域又はその通行により保全上支障が生ずるおそれがある区域を指定すること。なお、本号により指定した土地の区域以外の土地において自動車の乗入れを防止する必要がある場合には、従来の例により必要な措置を講じて差支えない。
- 2 自動車のほか、牛馬等の有蹄の動物を指定することとし、それらの動物を入れることを禁止する河川管理施設(原則として、堤防とする。)についておおむね下記に例示する場合に指定するものとする。
 - (1) 工事中(維持、修繕を含む)
 - (2) 新築又は改築後三年を経過していないこと。
 - (3) 法面保護のために植えた草が完全に定着していないこと。
 - (4) その他牛馬等を入れることにより法面の弱体化を助長するおそれがあること。

四 (略)

第四 令第十六条の五関係

一 附表に掲げる法令による規程事務を行なう行政機関とは管理区間を通知する等密接な連絡を保ち、滞りなく所定の通報を得るようにつとめること。また本案の施行に伴い、届出義務が課せられるものであることを汚水の排出を行なう者に対し周知徹底させること。

二 「五〇立方メートル」は、通常の量(稼働率八〇パーセント以上の状態において排出される量の三〇日間の平均の量)について判断すること。

三 水力発電のために使用された水及び弁屋用水は、汚水に該当しないものであること。

四 坑道の掘きく等により自然に流出してくる「坑水」は、これを利用したうえで廃棄する場合は、これを除き、廃水に該当しないものであること。

五 農業の用排水路の管理者以外の者が、当該用排水路に排出する都市排水等の汚水については、水路管理者は、届出義務者に該当しないこと。

六 届出書の整理
届出又は通報を受理した場合には、汚水の排出状況が的確に把握しうるように整理しておくこと。

七、八 (略)

第五 令第十六条の六関係

一 緊急時の要件

1 異常な濁水等とは、次の各号の一に該当する場合をいうものとする。

- (1) 河川の流量が当該河川の平均濁水流量以下に減少した場合。
- (2) 事故による汚水の流入その他突発的な事態が発生した場合。
- 2 河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれがある場合とは、河川の汚濁が進行し、次の各号に例示するような事態が生じた場合をいうものとする。
 - (1) 上水道等の原水として利用することが不可能となるおそれがある場合
上水道等の原水として利用することができるかどうかは、各施設の浄化能力に左右されるが、上水道の場合を例にとれば、原則としてBOD値が簡易水濁の場合には四ppm以上、高級水濁の場合には六ppm以上となつた場合とする。
 - (2) シアン、クロムその他の劇毒物による汚染により上水道水源が汚染され人の健康の保持に影響が生ずるおそれがある場合
 - (3) 魚類等の異常死があつた場合又は魚類等が急激に棲息できなくなるおそれがある場合
 - (4) BOD値が二〇ppm以上となり悪臭が発生した場合等環境の保全に影響が生じた場合

二 緊急時等の措置

異常な事態が生じた場合に汚水の排出者に求めるべき内容は、当該河川の水質の状況、利用の状況及び開発の状況を勘案し、特に上水道原水及び魚類の棲息を重視して河川の特長に応じて決定するものとする。この場合、河川ごとに設けた関係機関等による協議会であらかじめ汚濁の進行状況に応じて、次に例示するように段階的に減量すべき量を定めておく等適切な措置を講ずること。

1 異常濁水時の場合

あらかじめ、次の例のような段階別の措置を年度ごとに定め、状況に応じて適用するものとする。この場合、原材料の面で操業時期に制約のある季節的な事業については、その特殊事情を配慮し、シアン、カドミウム等の健康項目を含む排水については、その排水が人の健康に及ぼす影響を十分配慮して決定するものとする。

- (A) 段階
主要な汚濁負荷工場について業種、排出量、排水の水質等に応じて定める割合の排水量の減量を求める。
- (B) 段階
その他の排水者に排水規制の協力を求め、かつ、主要な汚濁負荷工場に対し、業種、排出量、排水の水質等に応じて定める割合の排水量の減量、排水の停止等

準用河川制度の改正につ

27

昭和三十七年七月	建設省河政発七八
各地方建設局長	あて 河川局長連達
北海道府県建設局長	
沖縄県庁建設局長	
各都道府県知事	

建設省河政発四

昭和四十七年六月一日をもつて河川法第百条が改正され、今後は一級水系又は二級水系内の一級河川又は二級河川（以下「法定河川」という。）以外の河川も準用河川に指定できることとなつたが、治水対策、都市環境及び生活環境の保全上小川の管理が重要な要素となつてきている事案にかんがみ、貴職におかれても、この制度の拡大の趣旨に従い、準用河川制度の積極的な活用が図られるよう市町村を指導し、小河川の管理の適正を期せられたい。その運用については、下記の諸点に留意し、遺憾のないようされたい。

一 改正の趣旨について

一級水系又は二級水系内の法定河川以外の末端の河川については、河川の管理者の許可を受けずに不法に工作物を設置するもの、形状を変更して河川を埋没させるものなど河川の管理が適正に行なわれていないため、河川の機能が損

(別 添)

準用河川の指定及び管理について

一 準用河川の指定について

1 公共用物としての河川は、一級河川、二級河川又は準用河川として明確な管理体制下におく必要があり、一級河川又は二級河川に指定されたもの以外の河川は、できるだけ準用河川として管理することが望ましいので、とくに次の場合にはそれぞれ定めるところに従い、積極的に準用河川の指定を行ない、適正な管理に努めること。

(一) 一級河川又は二級河川に指定されていないもので、

- (1) 水質の汚濁、汚物等の投棄により地域住民の生活環境に悪影響を与え、又はその恐れのあるもの
- (2) 不適当な工作物の設置、形状変更等により降雨時において浸水被害をもたらす、又はその恐れのあるもの
- (3) 災害復旧事業の施行が決定されているもの
- (4) その他市町村長が必要と認めたものについては、積極的に準用河川の指定を行なうこと。ただし、砂防指定地内の河川で砂防工事が施行され、又はその計画があるものは、都道府県知事が管理するもので準用河川に指定するまでもないこと。

(二) 一級河川又は二級河川の指定は準用河川

において物件を堆積し又は設置する場合は、本条のほか同条の許可を要すること。また法第二十六条の許可を受けて工作物を設置する場合は、本条の許可を要しないこと。

三 本条の許可は、期間を限つて許可する等実態に応じて包括的な許可を与えることができ

四 許可を要しない行為

1 「日常生活のために必要な行為」とは、日常生活において通常行なわれる軽易な行為をいうものであること。

2 「農業又は漁業を営むために通常行なわれる行為」とは、農具、漁具、農作物等の洗浄又は堆積等の農業又は漁業に伴つて通常行なわれる軽易な行為をいうものであること。

3 砂利採取法の認可採取計画に基づいて行なわれる行為については、河川管理者の行なう採取計画の認可が本条の許可とみなされること。

五 許可の基準

物件の洗浄については、流水の正常な機能の維持が不可能となる場合又は他の河川の使用に支障を及ぼす場合以外は許可し、物件の堆積又は設置については、治水支障を及ぼすおそれがある場合又は河川を汚損する場合以外は許可すること。

六 (略)

を定める。

2 突発的な事象が発生した場合
排水者に対し、異常水質の状況を示し、適正な排水規制を求める。

三 一般への周知と関係行政機関への通報
異常な過水等が生じた場合には、その旨を流域主要汚濁源地域の住民に対し、ラジオ、テレビ等の報道機関等を通じて周知徹底するとともに、関係行政機関等に通報する。

四 一の緊急時の要件及び二の緊急時において求める措置の内容を、汚水を排出する者に周知徹底させること。

五 河川に流入する水路についても緊急時には河川管理者が当該水路管理者に協力を求め、当該水路管理者は当該水路への排出者に排出量の減量等の措置を求めることとすることが望ましいので、前記二の協議会に当該水路管理者を加え、所要の措置を定めておくこと。

六 八 (略)

第六 令第十六条の七関係

ダム設置者は、貯水池等に河川の流水により運ばれ滞留している竹木等の漂流物の所有者、管理者又は占有者に該当しないものであること。

第七 令第十六条の八関係

一 本条に規定する「堆積」は多数を集合しておくことも含むものであること。

二 法第二十四条に規定する河川区域内の土地

われ、降雨による浸水被害等地域住民の生活環境に悪影響を与える例が見受けられる。

これら未編河川は、その多くが管理体制が不明確なまま放置されていることにかんがみ、河川法を適用して管理する方途を開き、その管理の強化を図らうとするものであること。

二 法定河川の指定について

一級水系内の河川で河川改良工事（小規模河川改修、局部改良を含む。）の施行その他通常維持管理をこえる管理を必要とするものについては、今後も積極的に一級河川に指定する方針であること。

二級水系内の河川についても同様の扱いとする。

三 管理体制について

市町村においてはすでに河川管理に必要な組織及び人員を確保しているところが多いが、今後ともその充実を図り、さらに研修等を通じて河川管理に必要な法律上及び技術上の知識の普及に努め、これら職員の質向上をはかること。
なお、本省においても研修等を行なう予定であること。

四 (前條)

五 国有財産法との関係について

(1) 準用河川内の国有地は建設省所管の国有財産であり、その土地の占用、土石採取の許可等の管理は、国有財産法の特例として河川法の規定により市町村長が行なうものであること。

(2) 都道府県知事は、市町村長が廃川敷地等の公示をするときは、あらかじめ、貴職の承認を受けさせるよう措置すること（河川法の施行について昭和四十年六月二十九日建設省第一四四号河川局長連達第九(1)）。

(3) 準用河川の廃川敷地等は、河川法第九十三条の規定により都道府県知事が当該廃川敷地等の存する市町村に譲与できること。この場合、面積一〇万平方メートルを超えるものについては、あらかじめ、建設大臣の承認を受けること（河川法の施行について同連達第九(2)）。

六 市町村の指導について

(1) 都道府県にあつては、管下市町村に対し、通達、説明会等により準用河川制度の趣旨を周知徹底するとともに、別添「準用河川の指定及び管理について」により指導すること。

(2) 都道府県は、あらかじめ、市町村に対し準用河川の指定計画を提出させ、とりまこめて本職に報告するとともに、準用河川の指定に関する河川管理事務処理規程（昭和四十年四月一日建設省訓令第一号）第五條第二項の報告を本年度に限り第三四半期又は第四四半期の末日までに、とりまこめて報告すること。